

一般社団法人日本人間学会 定款

一般社団法人日本人間学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本人間学会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区西新宿六丁目 25 番 8-504 号に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的および事業)

第3条 当法人は、人間学の研究を推進し、研究成果の普及ならびにそれをもっての社会貢献を目指すことを目的とする。あわせて研究者相互の協力を促進するとともに、国内外の学会および目的を同じくする諸団体との連絡、連携、共同作業を行う。

2 第1項の目的を達成するため、当法人は、人文科学系列（哲学、宗教学、歴史学、心理学、芸術学等）、自然科学系列（医学、自然諸科学、科学技術等）、社会科学系列（法律学、政治学、社会学、経済学、教育学等）など、それぞれの専門分野を基礎としながら人間学へアプローチすることによる学際的研究を推進する。

3 当法人の中にロゴセラピー研究部会を設ける。当法人のロゴセラピー研究部会は、アメリカおよびオーストリアのロゴセラピー学会との連絡および協力をを行う。

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人間学全般にわたる学術研究会および学術講演会、ならびに研究成果の普及を図るための各種イベントの開催
- (2) 機関誌その他の刊行物の発行・出版
- (3) 国内外の学会ならびに目的を同じくする諸団体との連絡、連携、共同作業
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業、その他理事会において適当と認めた事業

(法令遵守)

第5条 当法人は、上記事業を公正かつ適正に運営し、目的に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(公告)

第6条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所に掲示する方法による。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、第4条に定める諸事業に関与する意志を持ち入会した個人

(2) 研究会員	当法人の目的に賛同し、学術研究分野において貢献するため入会した個人
(3) 一般会員	当法人が行う事業に賛助するために入会した個人もしくは団体
(4) 名誉会員	当法人に功績のあった者又は理事会において推薦された者で、社員総会において承認された者

(入会)

第8条 正会員又は研究会員ならびに一般会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申し込みの上、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第9条 正会員は、当法人の目的を達成するための活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費規定に基づき、正会員会費を納入しなければならない。

2 研究会員および一般会員は、同様の目的のため上記会費規定に基づき、研究会員会費、一般会員会費（一般個人会員会費、一般団体会員会費）を納入しなければならない。

(退会)

第10条 正会員又は研究会員および一般会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、いつでも任意に退会できる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(除名)

第12条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、第21条第2項に定める社員総会の特別決議によって、その会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は、これを返還しない。

(会員名簿と個人情報保護)

第14条 当法人は、会員の氏名又は名称および住所を記載した会員名簿を作成するとともに、業務上知り得た個人情報の保護には万全を期すものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項を議決する

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任および解任
- (3) 各事業年度の決算報告
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 合併ならびに事業の全部および事業の重要な一部の譲渡
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項

(開催)

第18条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(社員総会の招集権者)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、第27条第1項にて任命された代行者がこれを招集する。

(社員総会の議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(社員総会の決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又は定款の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第22条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、社員は出席したものとみなす。

3 第1項の代理権の授与は、社員総会ごとに行われなければならない。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員数)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 2名以内

理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任)

第25条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

(代表理事)

第26条 当法人は、代表理事1名を置き、理事会の議決により理事の中からこれを選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

(代表理事代行および役付理事)

第27条 代表理事は、必要と認めたとき、理事会の決議を経て、理事の中から代表理事の職務を代行する者を任命することができる。

2 代表理事は、必要と認めたとき、理事会の決議を経て、理事の中から役付理事を若干名任命することができる。

(名譽理事)

第28条 人間学における卓越した学問的業績を有する者、または当法人に著しい貢献をした者は、社員総会の承認を経て、これを名譽理事とすることができる。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、法令およびこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 理事は、第4条に定める当法人の諸事業を執行し、その成果に責任を負う。また、その他理事会において決定された当法人の活動計画の執行に責任を負うこととする。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員の制限)

第31条 理事および監事について、当該理事および監事と、その者と次の各号で定める特殊の関係のある者で理事および監事となる者の合計数が、理事および監事の総数の3分の1を超えてはならない。

(1) 当該理事および監事の配偶者

(2) 当該理事および監事の三親等以内の親族

(3) 当該理事および監事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- (4) 当該理事及び監事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の満了するときまでとする。補欠により選任された監事の任期は退任した監事の任期の終了するときまでとする。
- 4 理事および監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

第33条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任できる。

(報酬)

第34条 理事および監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 理事および監事の報酬額等は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事を持って構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定と解職

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、第27条第1項にて任命された代行者がこれを招集する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第40条 当法人は、社員および会員又は第三者に対し、一般法人法131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第41条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

2 基金の返還手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所および方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告および決算)

第43条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表 損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類を主たる事務所に備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剩余金の分配の禁止)

第44条 決算上剩余金を生じたときは、これを社員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所用の職員を置く。
- 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て、任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第47条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備え置くものとする。

- (ア) 定款
- (イ) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (ウ) 理事および監事の名簿
- (エ) 許可および登記に関する書類
- (オ) 定款の定める機関の議事に関する書類
- (カ) 事業報告書および計算書等の計算書類
- (キ) その他法令で定める帳簿および書類

第9章 附則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月末日までとする。

(設立時役員)

第50条 当法人の設立時理事・監事および設立時代表理事は、つぎのとおりである。

設立時理事	市ノ瀬慎一
設立時理事	三田 悟
設立時理事	瀧順一郎
設立時代表理事	今村和男
設立時監事	橋本美和子